

本宮市教育委員会教育長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な市政の推進に資するため、教育長交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定め、市民の市政に対する理解と信頼を深めるものとする。

(公表事項)

第2条 教育長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先、内容等
- (4) 支出金額等

2 前項の規定にかかわらず、個人に関する情報に特別の配慮を必要とする場合は、相手方を識別することができる情報は非公開とする。

(支出区分)

第3条 前条に規定する支出区分は、本宮市教育委員会教育長交際費支出基準によるものとする。

(公表の時期)

第4条 教育長交際費の公表は、1月分をまとめ、翌月の20日までに行うものとする。ただし、公表の期限が本宮市の休日を定める条例(平成19年本宮市条例2号)に掲げる休日にあたる時は、翌日をもってその期限とする。

(公表の方法)

2 教育長交際費の公表は、第2条及び前条について、別記様式に集計した内容を、市のホームページに掲載して行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日以降に支出のあったものについて適用する。

別記様式（第4条関係）

交際費執行状況（ 年 月分）

支出月日	支出区分	支出先、内容等	支出金額等

累計（平成 年度）

区 分	累 計	件 数
会 費 (懇談費)		
慶 祝		
弔 慰		
見 舞		
贈 答		
その他		
合 計		